

主 査	議 回	門 部	局 長	全 長
中原 美広	前田 時枝		中原 美広	



令和3年度北栄町農業施策に関する意見書に対する回答について

令和3年12月6日

北栄町農業委員会会長 永田 恭彦 様

北栄町長 手嶋 俊樹



令和3年11月22日付で提出された「令和3年度農業施策に関する意見書」で提案のあったご意見については、農業委員会等の法律（昭和26年法律第88号）第38条第2項の規定に基づき、下記のとおり考慮し農地等利用最低化推進のための施策を行っていきます。

1 後継者（担い手）育成対策について

（1） 定年就農者に対する独自の補助制度の創設及び中古農機具バンクの設立について

実家が農家である（あった）者が定年後に実家の農業を行う場合は、他の新規就農者と比べて基盤や技術などがある場合が多く、地域との関係もできていることから担い手の候補となることが考えられます。しかし、その方だけに向けた補助事業の創設ということではなく、親元就農促進支援交付金や就農応援交付金などの既存の事業を活用して支援をしていきます。また、就農相談やPRなどにより農業の魅力や考え方などを発信し、農業に興味をもってもらえるような取り組みをしていきます。中古農機具バンクについては既存の民間事業者も活用しながら、離農者からスムーズに譲渡できるような仕組みを検討していく。

（2） 新規就農者と既存農家のマッチングについて

新規就農者の初期投資や軌道にのるまでのハードルについては、親書のとおりであると考えます。新規就農者にとってもやめてしまわれる農家の方にとってもスムーズな移譲ができるような取り組みを行っていきます。

現在、西瓜生産部で県の産地主体型事業を活用しながら、新規就農者が安心して技術習得できるための取り組みなどを検討しています。また、西瓜だけではなく、ながいも・ねばりっこやぶどうらっきょうなど他の作物の生産部も後継者の確保に向けていわゆる「親方」になることへの気持ちや課題などについてのアンケートなど取り組みを行っていますので、農業委員会と協力をしながらマッチングをしていきたいと考えます。

また、これまで「北栄ドリーム農場」などで活動した地域おこし協力隊員が3年間の任期後に就農したという例があり、これは就農前の任期中に地元や周りの方の良好な関係を築くことができたという大きな成果がありました。今後もこの「地域おこし協力隊」制度も活用しながら就農者の確保を行っていきます。

（3） 営農サポートについて

営農サポートについては、JAやその生産部単位でこれまでも行ってきたおり、新型コロナウイルスや災害時には、援農という形で行ってきています。今後もこの形を活かしながら関係機関と連携していきます。

（4） 地域との人間的なつながりについて

新規就農者と地域とのつながりは就農者が定着する上で、最も重要な要因の1つと考えています。（2）の地域おこし協力隊員が就農前に地域に入ることができるメリットについてはこのことが大きいと考えるので、この制度も活用しながら取り組みを行っていきます。また、産地での支援ということについては西瓜の産地主体型事業でも検討を行っているため、この取り組みを参考にしながら広げていきます。

2 農業の将来像と農地対策について

人口の高齢化などによる人口減少や農家数の減少は今後も避けられず、それによる耕作放棄地の増加についてもすでに課題となっています。例えば西瓜の産地主体型の検討の中では「100万玉の維持」ということを大きな目標として検討を行っています。意見書のとおり、作物・生産部ごとの適正な農業者数、面積、販売額などについても検討が必要です。農業委員会からも委員を選出いただいている「北栄町農業振興基本計画策定委員会」の中で協議していきます。

3 環境美化について

(1) (2) 農地へのごみのポイ捨て及び環境美化宣言条例について

農地へのごみのポイ捨てによる悪影響は、農業委員会の言われるとおりである。また、環境美化宣言条例については農地だけではなく町全体で検討する必要がある。環境担当や関係機関と連携しながら必要な対策を行っていきます。

(3) 飛砂対策について

飛砂対策における地域での取り組みについても農業以外の視点もあるので、関係する機関と連携しながら検討します。

現在、飛砂防止に大きな役割を果たしている松林について、松くい虫による松枯れの被害が多く発生しています。町としてはこの被害を非常事態ととらえ被害拡大の防止のため、県と連携して特別伐倒駆除を行っているところですが、将来を見ずして飛砂防止の観点から松を再生していくことも重要ととらえ、特別対策を行っていきます。

4 鳥獣対策について

(1) 被害防止対策の周知について

有害鳥獣の被害対策については、個々の農家の対策はもちろんのこと地域全体で取り組まなければ被害の防止・縮小はできないという観点から有害鳥獣対策を行っています。この趣旨や事業内容について、今後、町報・HP・各種研修会等で周知のうえ、対策を行っていきます。

(2) 被害の実態把握について

有害鳥獣の被害状況の把握については、捕獲要望書のほか共済などとの連携により実態の把握に努め、有効な対策を講じていきます。

農業以外の被害については、防災担当課との情報共有を行うなどの連携をしています。

5 ジャンボタニシ対策について

ジャンボタニシ対策として、今年度はほ場への侵入防止ネットと薬剤の散布対策を行い、令和2年と比べると被害は少なくなってきました。しかし、意見書のとおり完全に駆除できたわけではなく、一部のほ場では個体や卵も確認されています。普及所などと連携し、生息状況の把握や必要な対策を行っていきます。